

令和6年第2回にかほ市議会定例会会議録（第6号）

1、本日の出席議員（15名）

1番	高橋利枝	2番	齋藤光春
3番	佐々木正勝	4番	宮崎信一
5番	齋藤雄史	6番	齋藤聡
7番	齋藤進	9番	佐々木平嗣
10番	小川正文	11番	佐々木孝二
12番	佐藤直哉	13番	佐々木春男
14番	佐々木敏春	15番	森鉄也
16番	伊藤竹文		

1、本日の欠席議員（なし）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	阿部和久	次長	加藤潤
班長兼副主幹	今野真深		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	小園敦	総務部長 (危機管理監)	佐々木俊孝
企画調整部長 (地方創生政策監)	須田美奈	市民福祉部長	佐々木修
農林水産部長	池田智成	建設部長	原田浩一
商工観光部長	齋藤和幸	教育次長	佐藤喜仁
消防長	阿部光弥	会計管理者	齋藤稔
総務課長	齋藤邦	総合政策課長	高橋寿
財政課長	齋藤真紀		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第6号

令和6年3月19日（火曜日）午前10時開議

- 第1 議案第6号 にかほ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 第2 議案第7号 にかほ市監査委員条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第8号 にかほ市農業集落排水事業減債基金条例を廃止する条例制定について
- 第4 議案第9号 にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第10号 にかほ市長寿祝金条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第11号 にかほ市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第12号 にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第13号 にかほ市水道事業給水条例及びにかほ市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第14号 にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第15号 市有財産の無償譲渡について
- 第11 議案第16号 令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）について
- 第12 議案第17号 令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）について
- 第13 議案第18号 令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）について
- 第14 議案第19号 令和5年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第15 議案第20号 令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第16 議案第21号 令和5年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第17 議案第22号 令和6年度にかほ市一般会計予算について
- 第18 議案第23号 令和6年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について
- 第19 議案第24号 令和6年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について
- 第20 議案第25号 令和6年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第21 議案第26号 令和6年度にかほ市水道事業会計予算について
- 第22 議案第27号 令和6年度にかほ市下水道事業会計予算について
- 第23 陳情第1号 あきたこまちRについての陳情書
- 第24 陳情第3号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 第25 陳情第5号 「あきたこまち」の「あきたこまちR」への全面切り替え計画に関する陳情書
- 第26 陳情第6号 仁賀保高等学校の存続を求める意見書提出に関する陳情
- 第27 陳情第7号 「物価に見合う年金の引き上げを求める意見書」の採択を求める陳情書
- 第28 陳情第13号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情（継続審査）
- 第29 継続審査について

陳情第2号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情

第30 議提第1号 にかほ市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例制定について

第31 議提第2号 仁賀保高等学校の存続を求める意見書

第32 議提第3号 物価に見合う年金の引き上げを求める意見書

第33 議提第4号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書

第34 議提第5号 仁賀保高等学校の存続を求める決議

第35 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第6号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

これから一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩いたします。

午前10時00分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（14名）

1 番	高橋利枝	2 番	齋藤光春
3 番	佐々木正勝	5 番	齋藤雄史
6 番	齋藤聡	7 番	齋藤進
9 番	佐々木平嗣	10 番	小川正文
11 番	佐々木孝二	12 番	佐藤直哉
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	森鉄也	16 番	伊藤竹文

.....

欠席委員（0名）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	阿部和久	次長	加藤潤
班長兼副主幹	今野真深		

.....

説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	小園敦	総務部長 (危機管理監)	佐々木俊孝
企画調整部長 (地方創生政策監)	須田美奈	市民福祉部長	佐々木修
農林水産部長	池田智成	建設部長	原田浩一
商工観光部長	齋藤和幸	教育次長	佐藤喜仁
消防長	阿部光弥	会計管理者	齋藤稔
総務課長	齋藤邦	総合政策課長	高橋寿
財政課長	齋藤真紀		

.....

午前10時01分 開 議

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） ただいま出席している委員は14名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会の会議を開きます。

これから各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。14番佐々木敏春総務小委員長。

【総務小委員長（14番佐々木敏春君）登壇】

●総務小委員長（佐々木敏春進君） それでは、令和6年3月8日、本委員会に付託された事件について、審査を終了しておりますので報告いたします。

議案第16号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）について及び議案第22号令和6年度にかほ市一般会計予算についての各所管に関する事項は、全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を報告いたします。

初めに、議案第16号についてであります。

総務課関係です。

公共施設総合管理基金積立金の増額に関連しての質問です。

積み立てる基金の目標はあるか。また、施設を30%削減することで更新費用を抑えるという解釈でよいかとの質問であります。

現在、施設再編の取り組みを行っている最中であり、今の段階で具体的な基金の目標額は決めていないとの答弁であります。

また、施設の再編は、廃止や民間譲渡などのほかに、再配置や集約、複合化などのことも視野に総合的に進めていくものであり、本市の施設については、人口規模に対し4割ほど過剰と算定されているが、財政状況を加味し、3割削減を目標としている。ただ減らすというだけでなく、予防保全による長寿命化も含め、総合的に取り組むことでコストを抑制しようとするものとの答弁であります。

生活バス路線小砂川線におけるデマンド交通の実績と、新年度に向けた方針についての質問です。

12月から2月までの実績で、利用人数は233人、1日当たり3人、実人数は47名で、この方々が頻繁に利用しており、年齢が75歳から80歳が最も多く、時間帯は9時から13時がほとんどで、乗降場所は主に商業施設や病院との答弁であります。

また、新年度に向けた方針については、実績やアンケートに基づく分析により、予約に手間がかかることでデマンドよりは定時定路線のバス運行の増便が望まれている結果になったとのことで、今後、デマンドとコミュニティバスの併用は経費的に難しいことから、公共交通活性化協議会の意見を聞きながら、4月に方向性を判断するとの答弁であります。

防災課関係です。

耐震診断や設計、改修について、国、県、市の補助額についての質問です。

国から3分の1補助で、木造住宅の耐震診断費用が2万5,000円、耐震設計費用が3万円、集会施設耐震改修設計が3万円となっている。県では、木造住宅耐震改修補修が7万5,000円、にかほ市の補助は国と同額で、県内他市町と比べて上限金額では上位にあるとの答弁であります。

総合政策課関係です。

水循環都市にかほモデル構築事業委託料の減額について質問がありました。

当初、計画促進のために協議会の設立を予定し、委託料を計上していたものであるが、市が施策として進めているアウトドアアクティビティやカヌー・カヤックなど水を使った事業を水循環計画に盛り込んでおり、新たに外部有識者を入れた協議会設立の必要性を検討した結果、市担当部局でも計画の進捗管理ができるものと判断したことから、コンサル委託の事業発注は不要になったものとの答弁であります。

交流促進事業費、若者100人会議について、報償費の減額は実績による人数や事業内容が減ったことによるものかとの質問です。

所属するメンバーが減ったことによる減額ではなく、会議の開催回数が減ったことによるものとの答弁であります。

また、会議が減った理由は何かとの質問に対し、部会に分かれて会議が開催されている中で、成果としてゴールが見いだせず会議を開催するに至らなかった部会もあり、当初の想定から減額になったとの答弁であります。

ふるさと納税寄附額と補正後の返礼謝礼予算についての質問です。

3月10日現在で2万7,499件、7億2,850万1,000円の納税額、謝礼額は4億1,000万円との答弁であります。

財政課関係です。

8目運転管理費における会計年度任用職員の人件費の減額は、運転技師補助として複数回募集をかけたが、応募がなく減額したものとの説明に対し、バスの運行に支障が生じなかったのか、どのように対応したのかとの質問であります。

最終的にはバス1台を減らして運行していたので、運転技師補助の採用がなくても問題は生じなかったとの答弁であります。

臨時財政対策債の減額について質問がありました。

普通交付税が追加交付により増額となったため、その分を借りずに減額したものとの答弁であります。

議会事務局関係です。

議員年金給付費負担金の1名減はどういうことか。また、現在の議員年金受給者は何人かとの質問です。

議員年金の受給者数は、現在、退職年金が15名、遺族年金が26名となっている。議員年金給付費負担金については、現職の議員数1名につき月当たり議員報酬の100分の31.5を負担金として支払っているもので、本市の場合1名減の現数15名分を納めており、負担金1名分を減額するとの答弁で

あります。

選挙管理委員会事務局関係です。

選挙啓発について、仁賀保高校への選挙出前講座はどのような内容だったのかとの質問であります。

昨年11月22日に実施し、前半は、パワーポイントを用いた市選管職員による選挙啓発講座、後半は、実際選挙で使用する記載台や投票箱を使い、投票管理者や投票立会人には選挙管理委員、明るい選挙推進委員の協力を得て、学年ごとに投票所を設置し、生徒会選挙の投票を行ったもので、その後のアンケート結果によれば、今後投票所に行くことへの動機づけには少しはなった模様との答弁であります。

消防本部関係です。

ハラスメント防止研修委託料16万5,000円の減額の理由と研修効果についての質問であります。

当初二つの講習を全員が受講できるよう、各講習を2回ずつ計4回の実施を計画していたものだが、他の訓練等のスケジュールとの兼ね合いで調整が難しく、実施回数を変更したことによるものとの答弁であります。

また、研修効果については、主にセクシャルハラスメント、パワーハラスメントの知見を深め、認識することにより、ハラスメントを防止するという内容の講義であり、全署員が受講することで消防本部内での意識の浸透が図られていくとの答弁であります。

議案第22号についてであります。

総務課関係です。

報道によれば自治体職員に5人に1人が会計年度任用職員とのことですが、にかほ市ではどのような状況かとの質問です。

令和5年度の会計年度任用職員の数は249名で、それ以外の一般職の数が302名であるので、本市の場合、会計年度任用職員の割合がとて大きくなっているとの答弁であります。

また、公募基準は全国でいろいろだが、にかほ市の場合はどうかとの質問です。

国のマニュアルでは、応募によらない更新による再度の任用を2回までとしており、多くの自治体も2回までとしている。にかほ市では規則で2回までと定めているとの答弁であります。

税務課関係です。

法人市民税について、課税法人は減少しているが、令和5年度に比べ法人市民税の課税額が増加しているのは、各法人の収益が増加していることによるかとの質問です。

法人市民税課税予算額は、令和5年度の実績見込みから積算されているもので、業績のよかった令和4年度中の実績が令和5年度の法人市民税に反映されているため、それまでより高い金額となっている。これが基となって、令和6年度の見込み額を推計している。このため、今後における製造業の業績を見込んでの推計とはなっていないもので、昨年から製造業の業績が下がっているようなので、令和6年度上半期中は予定納税により業績好調時の高額な税収が見込まれるが、下半期の確定申告では、還付金の発生があり得ると予想しているとの答弁であります。

防災課関係です。

地域防災計画更新業務委託、津波ハザードマップ作成業務委託について、更新の目的と変更内容、業者選定などについて質問がありました。

答弁です。地域防災計画の更新については、令和元年度以来の改訂を見込んだものであり、約5年間にわたる国、県の計画の変更等を反映することと、津波災害警戒区域の指定、白雪川の浸水想定、土砂災害警戒区域の指定を盛り込むことが大きな目的となる。以上のことから全面改訂になるものと見込んでおり、業者を指名して入札になるものとの答弁であります。

津波ハザードマップについては、平成25年度以来の更新になるもので、津波警戒区域が令和4年度に指定され、作成が義務となっていることから、警戒区域に合ったマップへ全面改訂するものとの答弁であります。

総合政策課関係です。

ふるさと納税返礼品開発補助金は、どのようなものが対象となるのかとの質問です。

出店事業者への創意工夫を促す補助制度であり、例えばパッケージの改良の場合については、それにかかる機械器具などが対象になるとの答弁であります。

脱炭素実現に向けた計画づくり支援事業委託料について、今年度と来年度の2か年にわたり計上されている委託料の内容、計画完成の時期について質問がありました。

計画づくりは今年と来年度の2か年度事業になっており、今年度は、にかほ市の温室効果ガスの排出量やエネルギー消費量の現状調査を実施しており、来年度は、その調査結果を踏まえての計画づくりとなる。この将来ビジョン策定の取り組みをしながら、住民アンケートやワークショップをも実施し、計画は令和6年度中に完成するとの答弁であります。

脱炭素を進める計画づくりとまちづくりを合わせて進めていくには、どのような進め方になるのかとの質問に対し、脱炭素を進めるに当たっては、苦勞される企業や市民の方もおられるので、住民アンケートやワークショップにより様々な意見を反映し、計画づくりを進めたいとの答弁であります。

遊休施設利活用事業費に関連し、旧上郷小学校についての質問です。

旧上郷小は、現在、無償による企業に貸し出しをしているが、市が事業者に報告を求めるなどできるのか。どのような関わりができるのかとの質問であります。

答弁です。契約は土地建物の使用貸借及び施設の管理運営契約となっており、契約は相手の裁量で運営する内容となっている。契約に照らし疑義がある場合は報告を求めることができるものの、無償による委託であることから、事業者の管理運営に対し過重な介入はできないとの答弁であります。

また、市が施設の運営として求めたのは、カフェ、マルシェ、宿泊施設、サウナなど交付金で整備した部分であり、それ以外については運営事業者の裁量になるとの答弁であります。

財政課関係です。

市有バスの民間委託は運転手がないから委託するのかとの質問です。

答弁です。運転手の高齢化も一つの原因になっているが、安全面が保障される民間事業者への委託により、より安全な運転管理を期待するものとの答弁であります。

合併特例債は令和7年度までとなっており、現在80%の発行率になっているが、当初の枠に対し幾らの発行額になっているのかとの質問であります。

合併当初の発行限度額128億1,210万円の80%を発行しており、残額は24億4,500万円となっているとの答弁であります。

議会事務局関係です。

議会事務局における会計年度任用職員の出勤数が週5日勤務から週3日になった経緯についての質問です。

答弁です。以前、会議の数が多く、職員だけで会議録を作成することが難しい時期があったことから、会計年度任用職員の募集に際しては、主に会議録の作成に当たってもらうこととしていましたが、現在、会議録作成の未完状態が解消されたことから勤務日数が調整になったもので、今回は週3回で募集しているとの答弁であります。

議会中継システム運用委託料についての質問です。

先日、副市長の報告の際、会社名が出ていたが、ユーチューブでは途中から暗転したようだった。配信の際の個人名の取り扱いはどうなっているのかとの質問であります。

本会議での映像配信については、本会議の前に議会事務局と当局と協議し、配信すべきかどうか、本会議開催前、あるいは開催後の報告事項にするかについて、その都度確認をしている。今回の件については、既に議案として出ており、法人でもあるので問題ないと捉えており、アーカイブではその部分を整理しているとの答弁であります。

消防本部関係です。

消防本部において防災士を育成する計画はあるか。現在取得している職員はいるかとの質問です。

消防職員は階級による特例措置もあるため、特に育成等は行っていない。現在取得している職員もいるが、個人的に取得しているもので、人数の把握はしていないが、育成については今後検討をしていくという答弁でございます。

能登半島地震における消防と市との連携について、防災計画を踏まえた概略と当日の動きについて質問がありました。

発災当日、市役所は閉庁だったので、防災課から避難指示の防災無線の発報と、農林水産課から防潮堤ゲートの閉鎖について依頼があり、消防署で対応に当たっている。初動段階で被害が多数発生した場合はその限りではないが、平日の日中に防災課などが担っている業務について、閉庁時には消防本部ができ得る限り対応することになっている。その後の消防本部の動きとしては、金浦漁港から海岸線沿いの警らを実施し、津波到着予想時刻が17時20分であったので、17時10分には警らに当たっていた隊を帰署させている。参集した職員については、被害等の情報がなかったことから、被害等があれば再度参集することとして17時30分の段階で参集を解除し、通常の体制に戻している。消防団の動きとしては、正副団長は消防署に参集をし、班においては38班中28班が警らを行ったとの報告が入っている。市との連携については、防災課が当庁し、災害警報部を立ち上げる際に被害の情報は無い旨の報告、引き継ぎを行い、その後の連携を密にしたとの答弁であります。

報告は以上でございます。

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。12番佐藤直哉教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（12番佐藤直哉君）登壇】

●教育民生小委員長（佐藤直哉君） 去る3月8日に当小委員会に付託となりました事件についての審査の結果につきまして、ご報告いたします。

議案第16号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）についての所管に関する事項は、全員の賛成により可決と決しております。

議案第22号令和6年度にかほ市一般会計予算についての所管に関する事項は、賛成多数により可決と決しております。

審査の経過につきまして若干ご報告いたします。

初めに、議案第16号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）についての所管に関する事項についてでございます。

この補正予算は、歳入歳出ともほとんどが実績や実績見込みに基づく内容となっておりまして、これらにつきましては、各担当課の説明や説明資料に記載の内容を受けまして、これを了としております。

以下、それ以外のものとして繰越明許費補正につきまして、若干ご報告いたします。

市民福祉部市民課関係でございます。

歳入15款2項1目総務費県補助金1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増額は、戸籍に氏名の振り仮名を追加するための戸籍附票システムの改修に係る補助金で、歳出2款3項1目戸籍住民基本台帳費12節委託料に同額が計上されております。

続いて、健康推進課関係でございます。

繰越明許費補正は、歳出4款1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業の1件です。令和6年3月末をもって終了する当該事業の残務処理等に係る費用で、本費用は国庫補助対象となることから繰越明許にするものであります。

次に、議案第22号令和6年度にかほ市一般会計予算についての所管に関する事項のうち、教育委員会教育総務課関係でございます。

歳出10款1項3目教育助成費24節積立金は、現在、市の奨学金は貸付額が返還額を上回っている状況であるため、基金の積み増しを行うものであります。現在の奨学資金のバランスは、令和2年度、コロナ禍における学生支援の一つとして奨学金がより借りられやすいよう収入基準を改正した結果、貸与希望者が大幅に増加したことによるものであります。

続いて、仁賀保勤労青少年ホーム関係でございます。

歳出10款4項6目仁賀保勤労青少年ホーム管理費のうち、仁賀保勤労青少年ホーム改修事業費は、

空調設備冷却棟の更新工事に係る費用であります。この冷却棟は、前回の更新から25年ほど経過しているもので、令和5年度にも修繕しましたが、まだ漏水があるため改修するものであります。

仁賀保勤労青少年ホーム展示室リニューアル事業費は、令和8年度の斎藤宇一郎没後100年に向けて、経年劣化した展示パネルの更新とスポットライトの増設などを行うものであります。

続いて、文化財保護課関係でございます。

歳入14款2項6目教育費国庫補助金2節社会教育費補助金のうち、埋蔵文化財緊急調査費補助金、歳入15款2項8目教育費県補助金2節社会教育費補助金のうち、文化財保護管理費補助金は、象潟前川地区景観保全型ほ場整備事業等に伴う埋蔵文化財の分布調査に係る補助金であります。補助率は国2分の1、県10分の1です。

続いて、白瀬南極探検隊記念館関係でございます。

歳出10款4項9目白瀬南極探検隊記念館管理費のうち、収蔵資料デジタルアーカイブ化事業費について委員会質疑の通告がありました。

当該事業は、市内博物館系4施設が共同連携を図り、収蔵資料をデータベース化し、デジタルアーカイブとしてインターネット上に公開し、研究者やメディア等も活用できる体制づくりを目指すもので、答弁は以下のとおりであります。

委託事業者の選定方法は公募型プロポーザル方式とし、選定基準は、にかほ市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに沿って実施要領や仕様書など、募集開始から結果に至るまで全てホームページ上に公表しながら進めていくとのこととあります。また、選定基準は公募の際に明示し、選定に当たってはガイドラインに基づくプロポーザル審査委員会を設置し、審査するとのこととあります。

事業費の内訳は、12節デジタルアーカイブ化事業委託金、収蔵図書デジタルライブラリー事業委託、17節アーカイブ化備品購入8節旅費、13節使用料及び賃借料で、これらの算出根拠は、歳入14款2項1目総務費国庫補助金1節デジタル田園都市国家交付金と歳入20款4項6目雑入、公益財団法人図書館振興財団助成金を得るため、各4館の資料を厳選し積算したものを、国及び財団の厳正審査を経て算出しております。

なお、歳入の8割以上は交付金と助成金を見込んでおり、さきに説明したもののほか、歳入18款2項2目みらい創造基金、7目山崎科学教育振興基金、8目白瀬南極探検隊記念館整備基金、一般財源16万2,000円とのこととあります。

また、これまで行われてきた白瀬記念館の資料のデジタルアーカイブ化にかかった事業費総額は、令和4年度にNPO白瀬南極探検100周年記念会に110万7,200円を委託しており、進捗率は当時の計画上から見て10%未満であったとのこととあります。

なお、令和4年度に当該NPOがデータ化したデータは有効活用し、今回の事業に反映するとのこととあります。

続いて、市民福祉部子育て支援課関係でございます。

歳出3款2項1目児童福祉総務費、病児保育事業費の財源のうち、歳入14款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金と、歳入15款2項2目民生費県補助金3節児童福祉費補助金にそれぞれ

れあります子ども・子育て支援施設整備交付金は、病児対応型保育施設の建設に係る補助金であります。補助率はそれぞれ3分の1です。

続いて、健康推進課関係でございます。

歳出4款1項3目成人保健事業費には、今年度新たに開始する带状疱疹予防接種に係る費用が計上されております。50歳以上の人を対象に、生ワクチンの場合1回5,000円、不活化ワクチンの場合1回5,000円を2回助成するものであります。

続いて、福祉課関係でございます。

歳出3款1項1目社会福祉総務費の重層的支援体制整備事業は、令和6年度から本格実施する事業で、本格実施に伴い、介護、障がい、子ども、生活困窮の4分野の関係事業の予算は当該事業に内包されることとなり、歳入については、国と県から一括交付金として各分野の負担金や補助金が合算されて入り、歳出については、各分野の担当課である地域包括支援センター、子育て支援課、福祉課がこれまでどおりの各課で予算計上されております。

福祉課が所管する事業としては、これまでの事業に加え、生活困窮者支援等のための地域づくり事業、多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等継続的支援事業の4事業について計上されております。

本案に対する討論では、歳出3款1項2目老人福祉費7節報償費の長寿祝金は、にかほ市長寿祝金条例の改正内容を反映するものであることから反対する意見が述べられました。

採決の結果、賛成多数により可決と決しました。

報告は以上でございます。

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。6番齋藤聡産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（6番齋藤聡君）登壇】

●産業建設小委員長（齋藤聡君） それでは、去る3月8日、当委員会に付託されました事件について、審査を全て終了しておりますのでご報告いたします。

議案第16号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）の所管に関する部分及び議案第22号令和6年度にかほ市一般会計の所管部分については、全員の賛成をもって可決と決しております。

審査の内容を若干ご報告いたします。

議案第16号中、商工政策課についてです。

歳出の中小企業振興資金利子補給金1,376万6,000円につきましては、にかほ市中小企業振興資金、通称マルにの融資制度を活用した事業者を対象に、借入れ利息の2分の1、上限1%を市が助成するものですが、委員からは、コロナ禍における融資の返済に苦慮している事業者があるのではないかと問いに、金融機関との情報交換会では情報がなく、実数は把握していないが、コロナ禍に

受けた融資の返済に苦勞している事業者がいることは認識しているとのことでした。

コールセンター等関連企業立地促進補助金580万円の増額に関連して、プレステージ・インターナショナルにかほキャンパスでは、令和6年度2月末現在、313名の方が働いており、そのうち、にかほ市民は146名とのこと。また、当該企業では450人の雇用を目指しているが、応募者が少なく苦戦しているとのこと。

地方創生費の減額に関連しては、秋田県が運営する、あきた暮らし・交流拠点センター「アキタコアベース」が東京京橋に開設されたことに伴い、外部委託ではなく、市が直接事業を行ったことで委託料の減額や、移住リエゾンを中心としたイベントでの外部委託をやめたことや、節減による減額が目立ちました。

農村整備課関係です。

農業振興費、負担金補助及び交付金29万1,000円の減額は、未来へつなぐ元気な農山村創造事業費補助金で、事業主体である横岡地区の麓のカラコ協議会が計画の見直しにより、ソバの殻剥き機の導入を取りやめたことによるものです。これは、麓のカラコ協議会より、本事業でのソバの殻剥き機購入希望があり予算計上しておりましたが、運営計画上、ソバの実の利用用途が定まっていなかったため、時期尚早と判断し、取り下げとなったものです。

続きまして、農林水産課関係です。

農業振興費の負担金補助及び交付金705万円の減額の中の化学肥料低減機械等導入支援事業費補助金118万6,000円の増額は、秋田県の12月補正による有機農業取得拡大支援のメニュー追加で、実施主体は認定農業者、認定就農者等、事業内容は有機農業に係る機械等導入助成、補助率は県2分の1です。本補正に係る計画数は1件、水田駆動除草機1台となっております。

森林病害虫等防除対策事業費に関連して、樹種転換についての質疑があり、にかほ市管内においては、県の事業で伐採を行っている関、中ノ沢に、来年度から抵抗性の松を植栽する予定と聞いているとのことでした。

建設課関係です。

繰越明許費についてご説明いたします。

道路橋梁費の象潟大竹線道路改良事業7,509万円の繰越は、道路改良工事において施工箇所軟弱地盤が発見され、調査に不測の日数を要したことにより年度内での完了ができないことから繰り越しするものです。

橋梁補修事業3,738万円の繰越は、下坂新橋と藤掛橋の橋梁補修工事において、冬期間の渇水期に施工し、年度内に完成する計画としていましたが、今期は冬になっても河川の水位が下がらず、施工に遅れが生じたことにより年度内の完了ができないことから繰り越しするものです。

続きまして、議案第22号中、商工政策課関係です。

労働センター管理費について、にかほ市労働研修センター「エニワン」は、現状利用者が少なく限定的であり、今後の施設の活用も令和6年度で検討することを踏まえ、雨漏り、下水等の点検・修繕の予算計上はしていないとのことでした。

企業活性化アドバイザーに関しては、現在委託契約を結んでいる秋田県立大学の元教授でTDK

のOBでもある小笠原氏であり、企業が取り組んでいる生産品目などの事業に対する助言が主なものになるとのことでした。

102事業の移住リエゾン事業費862万7,000円に関しましては、地域おこし協力隊等の外部人材を活用し、市担当職員と連携しながら移住・定住や空き家等に対する支援事業に従事するもので、委託料254万7,000円は、地域おこし隊を卒業した移住リエゾンの方が新たに移住・定住や空き家対策等を目的とした一般社団法人を設立することにより、同法人に対し、移住・定住、空き家対策等の業務を委託するとのことでした。

観光課関連です。

アウトドア拠点施設指定管理委託料2,002万6,000円につきまして、予算額としてはオープン前の2か月半分を含め1年分を計上しておりますが、完成、引き渡し後を基準日としての目安となるため、そこから事業者側に切り替わる電気代、保険料、また人件費についてもそこから発生するものとして契約を交わしていきたいとのことでした。

また、現場踏査時に報告がありました、当初は3月に納入される予定だった電線ケーブル関連の遅れが生じたことにつきましては、電線の発注は工期の最終工程の中で行われるものだが、昨年12月に全国的に需要が高まり、日本電気工業会から受注を停止する文書が全国に出されたためであり、業者側からは今月中には納品されるとの回答を受けているため、これ以上の遅れが生じることはないとのことでした。

また、ゴールデンウィーク期間中のオープンに間に合わないが、6月中のオープンを目指しており、アウトドアシーズンとも重なり、追い風になるだろうとの見解でした。

スポーツ振興課関連です。

屋内運動施設管理費、工事請負費の254万9,000円のうち、象潟体育館消防設備改修工事に関しましては、天井付近の煙探知機が不作動となっており、それを改修するものですが、高所での作業のため、足場を組んだりするための費用がかさむとのことでした。

本定例会の施政方針でもありましたが、仁賀保プールに関しまして、来年度以降、点検や運営中に不具合が生じた場合、大規模改修が必要となるため、運営を休止する方向とのことでした。今後は公共施設の再編も考慮し、仁賀保プールについても用途廃止を含め、地域の方々や自治体との情報交換を図っていきたいとのことでした。

仁賀保グリーンフィールドに関しましては、芝生の維持管理費2,200万円、エアレーションで55万5,000円、年間維持費がかかっていることについて、天然芝のグラウンドはサッカー競技者から好評であり、それゆえに来年度のミニ国体等のサッカー競技がにかほ市で開催されるものと考えており、今後も天然芝ということ进行全面に出して大会等を誘致していきたいとのことでした。

また、スポーツ合宿等誘致事業費補助197万6,000円につきましては、来年度予定しているミニ国体、全国大会がにかほ市を会場にしたとき、ミニ国体では最大288名、全国大会では最大700名程度の過半数を予定して、1人当たり1泊1,000円ほどの宿泊助成を行うとのことでした。

続きまして、金浦市民サービスセンター関連です。

会計年度任用職員報酬、窓口事務補助の減額について、市民サービス、職員負担についての質疑

に対しまして、会計年度任用職員は週3日ずつの2人体制で、月・火・金と水・木・金のシフトです。これは、再任用職員が1人おりますが、再任用職員は週4勤務ですので金曜も休日となるため、金曜は会計年度任用職員を2人体制にして正社員2人と合わせて常に4人体制となるように配慮したものでしたが、今月末をもって再任用職員の任期が終了し、新年度である来月からは新たに正職員が配属となる予算が計上されており、週5の勤務となります。これによって正職員3人と会計年度任用職員1人という体制となります。以上のことから、会計年度任用職員1人減という影響は週2日分となり、週3日は4人体制ですが、週2日は3人体制になるということです。ですが、現在、住民票や印鑑証明などがコンビニで取得できることや、キャッシュレス決済が導入されたことなどにより窓口業務の負担が軽減されており、また、こうしたことを市民に浸透することによって今後さらに窓口業務の負担は軽減されると見込まれることから、このような体制であってもワンストップ窓口として市民サービスを低下させることなく親切で丁寧な対応を心がけてまいりますとのことでした。

農村整備課関係です。

象潟前川地区ほ場整備事業費です。負担金補助及び交付金の農地中間管理機構関連ほ場整備事業負担金4,020万円及び農業経営高度化支援事業金16万円は、象潟前川地区のほ場整備事業の負担金で、令和6年度から工事に着手し、令和11年度での事業完了を予定しております。

農林水産課関係です。

農業費のうち、負担金補助及び交付金33万2,000円は資源循環型農業構築実証事業費補助金で、新規の取り組みになります。環境負荷低減に向けて有機農業を定着させるため、JAによる実証事業に支援するもので、メニューは二つございます。高性能バイオ炭実証事業費補助金は、有機肥料転換後の土づくりに高性能バイオ炭の有効性を実証するもので、アスパラガス等のほ場に10アール掛ける3区画に10アール当たり7,500リットルのバイオ炭を散布、土壌分析します。由利本荘市、にかほ市、JAが事業費の3分の1、およそ14万6,000円ずつを負担としています。また、堆肥散布実証事業費補助金は、令和7年度から特産米となるサキホコレほ場に堆肥を散布してその効果を実証するもので、10アール掛ける3区画に10アール当たり1.5トン堆肥を散布、土壌分析いたします。規格外となった場合の補償費まで組み込んでおり、補助費は3分の1としております。この事業に関しましては、実施場所は特定されておきませんが、にかほ市、由利本荘市、いずれの場所で栽培されてもお互いの市で補助を出すことになっております。

同じく農業振興費、新規就農者育成総合対策事業費1,275万円のうち、経営開始資金150万円は、就農直後の経営確立のための国の資金交付で、実施主体は認定就農者、交付額は1人半年75万円が最長3年間6回交付され、75万円掛ける2回掛ける1人で150万円計上されております。

次に、主な有害鳥獣対策に係る予算内容をご説明いたします。

林業振興費の林業振興費3,953万1,000円から有害鳥獣対策をご説明いたします。

報酬309万1,000円のうち、鳥獣被害対策実施隊員報酬127万9,000円ですが、前年度に待遇改善のため単価改正しておりましたが、熊など有害鳥獣の出没激増を受け、当初予算比で27万9,000円増となっております。

また、報償費10万円は、有害鳥獣捕獲の報酬として、イノシシとニホンジカそれぞれ5頭ずつの10頭分を計上しております。

また、単独補助、扶助費では、負担金補助及び交付金56万9,000円のうち、狩猟免許等取得支援補助金9万円は、有害鳥獣対策実施隊員の確保のため、第一種銃狩猟免許銃所持許可に上限7万円、わな猟免許に上限2万円を補助するものです。

電気柵設置支援補助金30万円は、新規で有害鳥獣用電気柵の設置へ補助するもので、補助率2分の1以内、上限10万円となっております。

また、不要果樹等伐採支援補助金は6万円、こちらも新規で、柿、栗などの不要果樹の伐採費用へ補助するもので、補助率は2分の1以内、上限2万円としております。

秋田県水と緑の森づくり税事業費2,392万5,000円のうち、豊かな里山林整備事業委託料130万円、緩衝地帯整備3.41haは、前年比49万6,000円増、1.12ha増となっております。

主な有害鳥獣対策は以上となります。

建設課関連になります。

道路橋梁新設改良費の委託料7,434万2,000円の各事業のうち、象潟前川線無電柱化事業費1,800万円は、無電柱化詳細設計業務の委託料です。

象潟大竹線道路整備事業費1,400万円は、軟弱地盤解析業務の委託料です。

この結果、工法が確定してから、今後工事費を計上する見込みになるとのことです。

道路照明のLED化についての質疑では、現在建設課で管理している道路照明灯は356基あり、356基のうち、灯具の交換などに合わせて13基をLEDに交換しておりますので、残りの343基を計画的に整備していきます。完了としては、令和11年度で完了する予定になっているとのことでした。

また、にかほ市白幡森エリア地区計画等整備業務について、内容説明を求めた質疑に対しては、令和4年度に総合政策課で白幡森エリアの基本構想を策定しております。その地域のまちづくりの基本方針を定めており、それを基に、この地域を都市計画法上で建築物の規制を立て、その地域の将来あるべき姿に誘導していくための地区計画の設定や土地利用の整備計画を建設課で策定するという形になります。まちづくりの都市計画決定をするためのものになります。基本構想で示している商業エリアや住宅エリアなどを設定し、住宅エリアでの高さは何mまでなどといった、そのエリアによって規制することができるのが地区計画になります。都市計画決定することで、例えば住宅エリアに大きな工場を持つてくることはできないというような建築物等に対するルールづくりとの回答でした。

以上で当小委員会に付託されました事件につきましての報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから各議案に対する討論、採決を行います。

初めに、議案第16号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）について討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 討論なしと認めます。これで議案第16号の討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各小委員長の報告は可決です。議案第16号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 起立全員です。したがって、議案第16号は各小委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第22号令和6年度にかほ市一般会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 討論なしと認めます。これで議案第22号の討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各小委員長の報告は可決です。議案第22号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 賛成多数です。したがって、議案第22号は各小委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会いたします。

午前11時00分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

令和 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前11時10分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、議案第6号にかほ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてから日程第22、議案第27号令和6年度にかほ市下水道事業会計予算についてまでの議案22件及び日程第23、陳情第1号あきたこまちRについての陳情書から日程第28、陳情第13号健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情（継続審査）までの陳情6件、計28件を一括議題といたします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。14番佐々木敏春総務常任委員長。

【総務常任委員長（14番佐々木敏春君）登壇】

●総務常任委員長（佐々木敏春君） それでは、令和6年3月8日、本委員会に付託されました事件について、審査を終了しておりますので報告いたします。

議案第6号にかほ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第7号にかほ市監査委員条例の一部を改正する条例制定について及び議案第14号にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定については、いずれも全員の賛成で可決と決しております。

陳情第6号仁賀保高等学校の存続を求める意見書提出に関する陳情は、全員の賛成で採択と決しております。

審査の内容を報告いたします。

初めに、議案第6号であります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、法律で個人番号の利用が認められている事務について、主務省令に定めることで機関間における速やかな情報連携が可能になることから、本市においてもこれに合わせ、迅速に対応することができるよう条例の改正を行うものとの説明であります。

また、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕著化している中で、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードについて、国民の利便性の向上に重点を置き、マイナンバーカードの普及拡大とデジタル社会の基盤を築くための法改正であるとの説明であります。

マイナンバーカード普及率について質問がありました。

にかほ市の令和5年12月末現在で、交付率が79%、申請率が80.8%で、100%まであと4,000人の段階との答弁であります。

また、未申請の4,000人については、高齢者が多いことから、福祉施設における出張申請を行っているとの答弁でございます。

次に、議案第7号についてであります。

令和6年4月1日に施行される地方自治法の一部改正に合わせ、にかほ市監査委員条例の関係部分を改正するものであります。

改正の内容は、職員の賠償責任を規定した地方自治法「第243条の2の2第3項」が繰り下げにより「第243条の2の8第3項」となるもので、条例改正により内容が変わるものではなく、令和6年4月1日から施行するとの説明であります。

委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第14号です。

消防団員の報酬を改正し、処遇を改善するため、条例の一部を改正するものとの説明であります。

改正の内容は、消防団員の年額報酬を国が示す基準に合わせ、現行の「2万1,400円」を「3万6,500円」に改定し、団長以下班長までの年額報酬についても、県内消防団の額を参考に引き上げを図るものとのことであります。

また、現行の訓練や行事への出務手当を国の指導に合わせ、報酬に変更をし、訓練、諸行事出務報酬額をそれぞれ1日につき「2,000円」を「2,500円」に改定するとしています。

また、現行の警戒災害出務の年額6,000円については、事案の出動ごとに支給するものに改定し、警戒出務1日につき2,500円、災害出務については1回につき時間区分により2,500円、5,000円、8,000円を支給するものに改定するとしています。

委員からは、国が示す基準額より多い金額にする検討はあったのか、また、県内他消防団における報酬額の状況についての質問がありました。

市の財政負担を最小限にした上で団員が活動に意欲が持てるような金額設定にしており、今回の改定で他の消防団とは変わらない金額となっている。今後も国の標準に合わせ、改定を行っていく方針で、基準を超えた報酬額にする予定はないとの答弁であります。

今回の改定で、どのくらいの支出額となるかとの質問であります。

予算として令和5年度と比較すると496万8,000円増の見込みとなるが、交付税の対象となる旨、国から通知されているとの答弁であります。

失礼しました。消防団員の周知については、消防団の幹部会などで周知を図るとしております。

陳情第6号でございます。

仁賀保高等学校の存続を求める意見書提出に関する陳情書について、内容を確認した結果、委員からは、市内各種団体の連名による陳情であり、内容的にも採択すべきとの意見が出されております。

報告は以上でございますが、説明の報告の中で、「議案第14号」と言うべきところを「16号」と発言しているようでございますので訂正をいたします。（該当箇所訂正済み）

●議長（宮崎信一君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わり

ます。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。12番佐藤直哉教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（12番佐藤直哉君）登壇】

●教育民生常任委員長（佐藤直哉君） 去る3月8日に当委員会に付託となりました事件についての審査の結果につきまして、ご報告いたします。

議案第9号にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定については、全員の賛成により可決と決しております。

議案第10号にかほ市長寿祝金条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数により可決と決しております。

議案第11号にかほ市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第17号令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）について、議案第18号令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）について、議案第23号令和6年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について、議案第24号令和6年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について、議案第25号令和6年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算についての議案6件につきましては、いずれも全員の賛成により可決と決しております。

陳情第2号年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情は、継続審査と決しております。

陳情第7号「物価に見合う年金の引き上げを求める意見書」の採択を求める陳情書は、全員の賛成により採択と決しております。

陳情第13号健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情（継続審査）は、賛成少数により不採択と決しております。

審査の経過につきまして若干ご報告いたします。

初めに、議案第9号についてでございます。

これは、老人憩の家「けやき」を用途廃止するため、にかほ市老人憩の家条例から「けやき」を削るものであります。

次に、議案第10号についてでございます。

これは、第2条第1号から85歳、95歳を除き、第3号の文言を適切な表現に改め、金額を90歳は1万円、100歳は10万円に改めるものであります。

本案について、委員会質疑の通告がありました。答弁の内容は、以下のとおりであります。

なお、提出を求められた資料は、タブレットの教育民生常任委員長寿支援地域包括フォルダに格納されております。

長寿祝金の支給条件及び金額の見直しに至った発端についてです。

長寿祝金は、合併当初より敬老式で現金給付をし、欠席者には民生児童委員から配り歩いていただくなどしていたことから、平成28年度に地域共通商品券での支給を検討。平成30年度以降は、支給対象者が増加し、支給額が1,000万円を超える見込みから、見直しの必要性について検討し、県内

市町村の状況を調査して、見直し案として支給額を削減する案と、対象を80歳、90歳、100歳に変更して支給額を削減する案を作成しながら検討を進めてきた。しかし、当時はコロナ禍で交流等が制限されるなど、特に高齢者は我慢を強いられる状況であり、長寿祝金の見直しをするには適切な時期ではないと考え、これを見送ってきた。令和5年度に入り、コロナによる規制が緩和され、これまでの生活に戻ってきている状況から再度検討を開始し、県内市町村の状況についても再調査しながら検討を進め、今回の見直しに至った。

次に、見直し議論の過程で検討されたことや、どのような意見が出されたか、その上で今回の見直し内容となった理由についてです。

見直しの過程で廃止か縮小かについても検討したが、長寿祝金は高齢者に敬意を払うとの趣旨もあることから、廃止ではなく縮小が望ましいとの意見があり、今回の縮小案となっている。

長寿祝金の推移の資料に、令和4年度までの実績と今後の対象者数及び支給額の推計を出している。

1 ページ目が改定しない場合の対象者数及び支給額で、支給対象者数は、平成19年度597人に対し、15年後の令和4年度は1.4倍の合計838人、支給額は、平成19年度が648万円に対し、令和4年度は442万2,000円増の1,090万2,000円にまで増加している。今後も対象者数は増加し、見直しをしない場合、支給額は合併当初から10年経過し400万円増だったものが、令和6年度以降は毎年約200万円増加するなど大幅に予算が膨らみ、団塊世代が80歳を迎える令和9年度には、支給額2,000万円となり、さらに令和15年度には3,000万円になる見込みとなっている。長寿祝金の対象だけでなく、ほかの高齢者施策の対象者も増加が見込まれ、限られた財源の中で新たなニーズに基づいた健康寿命の延伸に帰する施策を展開しながら長寿祝金を継続するために、合併当初の600万円を基準として対象者及び金額の見直しに至った。

2 ページ目が改正した場合の対象者数及び支給額となる。

長寿祝金県内状況の資料は、県内他市の状況である。これを参考にしている。当市を除いた12市のうち、100歳または99歳のみを支給対象としているのが6市、100歳のほかに88歳または80歳を対象としているところが5市、それ以上を対象としているのが1市であり、支給額については、100歳または99歳が一番多いのが10万円が5市、次いで5万円が4市となっている。100歳のほかにも支給している5市で、支給額の合計が一番多いのが1万円の3市、次いで5,000円の2市である。にかほ市では、見直し後であっても県内他市と同水準または上回るような支給対象、金額設定となるよう検討を進めた。また、段階的に見直すことも検討したが、数年もたたずに見直しをすることは受給される高齢者の方にとって混乱を招く恐れがあることから、段階的な見直しはせず、今後も継続できる金額に見直しをした。

次に、本市長寿祝金の変遷についてです。

長寿祝金の変遷についての資料に記載のとおり、合併前、旧象潟町は、昭和63年から100歳のみ対象としており、平成14年度から毎年金額を改正し、合併直前は20万円だった。旧金浦町は、昭和33年から敬老年金として満80歳以上に1万円を支給しており、平成9年からは100歳に50万円を支給していた。旧仁賀保町は、いつからかは不明であるが、80歳を迎える者及び満80歳以上に1万円を支

給し、平成2年から100歳で在宅での生活をされている人には100万円、施設入所されている人には50万円を支給していた。平成18年度の合併当初は、80歳1万円、85歳2万円、90歳3万円、95歳5万円、100歳50万円だったが、平成19年度に80歳5,000円、85歳1万円、90歳1万5,000円、95歳2万5,000円、100歳30万円に改正して以降、改正されていない。

次に、支給条件を現行のままとした場合と改正した場合の、今後5年間でどの程度支給額に差が出るのかについてです。

現行の対象者推移の資料に示すとおり、増減はあるものの、青線の80歳、紫線の95歳、黄色線の100歳が増加していく見込みである。現行の支給金額推移の資料に示すとおり、支給額は、令和6年度は100歳の人が少ないため一時減っているが、その後、支給額の高い95歳、100歳が増えることから総支給額が増加し続け、令和10年度には総額2,129万5,000円となり、令和元年度より約1,200万円増額となる見込みである。限りある財源の中で増大していく長寿祝金を抑えなければ、現在実施している高齢者施策も継続が難しいと考え、見直しを図ることとした。

長寿祝金推計、改正による比較の資料は、改正前後での支給額の推計である。上の棒グラフで左側が現行の支給額の推計、右側が改正後の支給額の推計であり、グラフの下の表は年齢別の支給額となる。改正前後での支給額の差は、令和6年度は823万5,000円であり、年々差額は大きくなり、令和10年度では1,386万円となる。改正により支給額は大幅に縮小されるが、改正後であっても令和6年度から4年後の令和10年度には支給額が約260万円増加する見込みとなる。

次に、影響を受ける推計人数はどの程度になるかについてです。

長寿祝金推移の資料において影響を受ける人を支給対象外となる人と解釈した場合、85歳、95歳の対象人数となるので、令和6年度から令和10年度に記載している85歳、95歳の人数の合計となり、令和6年度311人、令和7年度330人、令和8年度357人、令和9年度341人、令和10年度358人と推計されるとの答弁内容であります。

本案に対する討論では、長寿祝金は高齢者の皆さんの楽しみの一つであり、突然このような形での改正案提出では説明不足であると思うとの反対意見に対し、高齢者にとって長寿祝金は楽しみの一つではあるが、社会情勢や市の財政も厳しくなる中で歳出を制限していかなければ、ほかのサービス維持や新たなサービスの創出ができなくなることが懸念される。提出された資料を見て、本制度の総額予算を削減することで改正後の制度を長く継続できるのであれば、賛成してよいと考えたとの賛成意見が述べられ、採決の結果、賛成多数により可決と決しました。

次に、議案第11号についてでございます。

これは、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例中で引用されている条項について条ずれが生じているため、条例の一部を改正するもので、制度についてはこれまでどおり変更はないとのことであります。

次に、陳情第2号についてでございます。

本陳情につきましては、なお調査を要するものとして継続審査と決しました。

次に、陳情第7号についてでございます。

願意妥当との意見で一致し、採択と決しました。

次に、陳情第13号（継続審査）についてでございます。

本陳情に対する討論では、マイナンバーカードに健康保険証の機能など様々な情報をひもづけしようとする国は日本だけであり、逆に情報の集中化をやめた国もある。医療機関でも対応に苦慮している現状もあり、健康保険証の廃止をやめることが国民のためになると考えるとの賛成意見と、昨年12月22日の閣議において健康保険証を令和6年12月2日に廃止することを決めており、願意の実現性は低いものと思う。また、国が政策として推進することで徐々に浸透していくと思うとの反対意見が述べられ、採決の結果、賛成少数により不採択と決しました。

報告は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。6番齋藤聡産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（6番齋藤聡君）登壇】

●産業建設常任委員長（齋藤聡君） それでは、去る3月8日、当委員会に付託されました事件について、審査を全て終了しておりますのでご報告いたします。

初めに、議案第8号にかほ市農業集落排水事業減債基金条例を廃止する条例制定について、議案第12号にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定について、議案第13号にかほ市水道事業給水条例及びにかほ市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第15号市有財産の無償譲渡について、議案第19号令和5年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第20号令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第21号令和5年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第26号令和6年度にかほ市水道事業会計予算について、議案第27号令和6年度にかほ市下水道事業会計予算について、以上9件につきましては、全員の賛成をもって可決と決しております。

続きまして、陳情第1号あきたこまちRについての陳情書は、賛成なしで不採択としております。

陳情第3号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書につきましては、全員の賛成をもって採択としております。

陳情第5号「あきたこまち」の「あきたこまちR」への全面切り替え計画に関する陳情書につきましては、賛成がなく不採択と決しております。

審査の内容をご報告いたします。

議案第8号に関してです。

農業集落排水事業減債基金は、旧象潟町において実施しました上浜中央地区農業集落排水事業の整備を行った際に県から交付された農業集落排水償還助成事業費補助金を原資として、平成16年度に象潟町農業集落排水事業費償還基金条例を制定したもので、平成17年度の合併により現在の形と

なっているものです。農業集落排水事業の健全な財政運営を図ることを目的に設置されたもので、基金として積み立てる金額等については、農業集落排水事業特別会計予算で定めるものとされております。農業集落排水事業特別会計については、令和6年3月31日で打ち切り決算となり、4月1日からは地方公営企業法の規定の全部を適用する会計となることから、減債基金を廃止し、その財産について下水道事業に引き継ぐものです。令和5年度予算で取り崩し等を行った後の残額は、7,685万円ほどとなる見込みで、下水道事業会計に引き継ぐものであります。今後の管理方法としては、今まで同様に償還金の運用予定に沿った充当を行い、管理していくことになるとのことでした。

議案第12号及び議案第15号に関しましては、関連いたしますので一緒に報告いたします。

にかほ市金浦野菜指定産地研修センターの無償譲渡についてでございます。

こちらの方は、譲渡先は自治会名義となり、固定資産税は免除となるとのことです。また、用地に関しては、にかほ市の用地とのことでした。

続きまして、議案第19号は実績見込みによる補正であり、特に質疑がございませんでした。

同じく議案第20号に関しましても、特に質疑がございませんでした。

議案第21号に関しての質疑では、笹森クリーンセンター負担金について、具体的な割合及び算定根拠はどのようになっているのかとの質疑に対して、料金の調定件数に応じて経費を按分しており、具体的な負担割合については、水道は66%、下水道は34%となっており、経費の内訳については、電気代、プロパン代、灯油代、共済保険料、清掃業務委託等になっているとのことでした。

続きまして、議案第26号についてです。

給水戸数は令和5年12月の実績で計上しており、前年度比78戸減の1万776戸、年間総給水量は令和5年度実績見込みを基に推計し、前年度当初比6万9,450立方メートル減の326万2,939立方メートルとの試算です。1日の平均給水量は年間総給水量を365日で割ったもので、2.1%減となります。

収入の水道事業収益が7億5,627万4,000円、支出の水給事業費用が6億5,856万3,000円で、本来の収支を表すのは税抜きとなりますので、6,623万5,000円が純利益となる予定とのことです。企業債は、令和6年度は6,300万円の借り入れを予定しており、令和6年度末の残高見込み額は22億1,073万3,000円となります。

委員からの質疑では、能登半島の地震では断水となる事例があり、経年劣化や未耐震化によるものがあると思われるが、にかほ市にも災害は発生する可能性は十分あり、にかほ市の耐震化率はどうになっているのかとの質疑に対する答弁では、市の水道管の全体延長は約324キロあり、そのうち耐震化延長が約116キロメートル、割合にして約35.8%が耐震化済みとなっております。全ての管渠を耐震化した場合、年数及び事業費が大幅にかかってしまい、そのため、他市町村でも行っておりますが、防災拠点と避難所を結ぶ管を重点的に耐震化するために令和5年度中に計画を策定予定で、対象管路については約20キロメートル、10年から15年程度で実施する予定とのことでした。

また、配水及び給水費の委託料の宅内側水道補修当番制待機業務委託については、今までの対応の仕方とどのように違うのかという質疑に対し、従来は工務店等が休みの場合、対応ができなかったものが、今後、土日・祝日については、にかほ市管工事組合へ委託し、輪番制で電話対応してもらう予定です。時間については、8時半から17時で開始する予定です。

また、従来は漏水しても対応しきれなかったものが、来年度からは即時対応可能になるのかという質疑に対し、業者の営業日等、ケース・バイ・ケースとなりますが、漏水修繕の相談に乗ったり、仮補修をしてもらったりが可能となります。従来は日直が電話を受けても、「工務店へ電話してください」としか伝えられなかったため、それをなくするための業務になります。市民への周知については、携帯電話を管工事組合が用意しますので、その電話番号を周知する予定です。上下水道課へ連絡があった場合も、携帯番号を教える予定ですとのことでした。

続きまして、議案第27号についてです。

下水道事業会計予算につきましては、令和6年度から地方公営企業法全部適用の公営企業会計となります。この会計で運営する事業は、旧公共下水道事業特別会計で実施しておりました公共下水道事業、旧農業集落排水事業特別会計で実施しておりました農業集落排水事業と小規模集合排水処理事業の三つの事業を運営することになります。予算執行や決算については、下水道事業会計として一つの会計で実施します。この三つの事業については、営業収益等について、このセグメントごとに報告することになり、また、県に報告する決算統計についても、従前どおり三つのセグメントで報告することとなります。

接続戸数に関しては、令和5年12月の実績で7,892戸、内訳は、公共5,684戸、農集排2,176戸、小規模32戸となります。

収入の下水道事業収益が14億6,280万5,000円、支出の下水道事業費用は14億6,618万7,000円で、収支の差し引きが338万2,000円のマイナスとなる見込みですが、これは税込みでの差し引きで、本来の収支を表すのは税抜きとなりますので、427万3,000円が純利益となります。企業債につきましては、令和6年度は収益的及び資本的収入合わせまして6億9,590万円の借入れを予定しており、令和6年度末の残高見込み額は104億2,024万3,000円となる見込みです。

委員からの質疑では、笹森クリーンセンター計装設備工事について、金額も大きいですが、更新等サイクルは何年であるかとの問いに対しまして、耐用年数に応じてストックマネジメント計画を定めており、それに沿って現在は1系処理施設の更新を進めております。工事費として約4,200万円以上計上されておりますが、今後、同程度の金額がかかっていく認識でよいのかという問いには、そのとおりですとのことでした。

なお、陳情3件につきましては、特に質疑はございませんでした。

以上、当委員会に付託されました事件についての報告を終わります。

●議長（宮崎信一君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。16番伊藤竹文一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（16番伊藤竹文君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 去る令和6年3月8日、一般会計予算特別委員会に付

託されました、議案第16号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）について及び議案第22号令和6年度にかほ市一般会計予算について、2件の審査が終わりましたので報告いたします。

議案第16号は、全員の賛成により可決と決しております。

議案第22号は、賛成多数により可決と決しております。

以上でございます。

●議長（宮崎信一君） これから一般会計予算特別委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の報告及び質疑を終わります。

昼食のため、暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

午前11時51分 休 憩

午後1時00分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これから討論、採決を行います。

議案第6号にかほ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第6号の討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号にかほ市監査委員条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第7号の討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号にかほ市農業集落排水事業減債基金条例を廃止する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第8号の討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第9号の討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号にかほ市長寿祝金条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

本案に対して討論通告がありますので、発言を許します。

初めに、原案に反対者の発言を許します。2番齋藤光春議員。

【2番（齋藤光春君）登壇】

●2番（齋藤光春君） 議案第10号にかほ市長寿祝金条例の一部を改正する条例制定に対する反対の立場で意見を申し上げます。

本市は、旧3町時代より、高齢化社会の到来を見越して医療費等の抑制の狙いもあり、高齢者が元気なまちづくりに努め、高齢者が元気なまちづくりが実現したことは大いに誇り得る事業の成果と評価いたします。令和5年度よりコロナによる規制が緩和されたことから、これまでの生活に戻り、高齢者の方々も積極的な活動が見られるようになりました。

しかしながら、昨今、医療費の自己負担の増額や公共料金や介護保険の値上げ、さらに物価の高騰により、特に収入の少ない高齢者の方たちには、コロナ以前よりもさらに厳しい生活状況となったようであります。今まで、旧3町時代からにかほ市を支えてくれた先輩たち、高齢者の方たちに対する長寿祝金の支給は、後を継ぐ我々の敬意と感謝を表す心温まる優しいにかほ市の事業であることを見える化することと考えております。また、現行の制度での祝金支給を楽しみにしている方も多くいらっしゃると思います。

ほかの自治体では長寿祝金の廃止等の方向に向かっている中、本市では廃止ではなく縮小ということで、今回、現行の80歳より5年ごとの支給から80歳、99歳、100歳との10年ごとの支給にすることにより、本事業の大幅な費用削減の提案がなされています。本市の財政事情から事業費の見直しの必要性は十分に理解できる場所でありましたが、例えば、支給年齢が現行どおりとして、当局の示している80歳以上の人口推移から令和6年度から令和10年度までの5年間の1年ごとの支給額の総額を割り出してみると、現行の支給額を95歳で2万5,000円から2万円に、100歳の支給額を30万円から20万円にした場合は、15%から20%程度の減額で済みます。また、100歳の支給額を10万円にした場合では、現行のものと比較しますと27%から35%程度の減額となる試算ができます。例えば現行が令和6年度総額が1,299万5,000円ですが、100歳を10万円、それから95歳を2万円にした場合の令和10年度では1,306万5,000円と、ほぼ変わらない数値が出ております。

高齢になればなるほど、残りの人生は1日、1か月、1年とも言えるものであります。祝金支給条例の再度の検討を要求し、今回の改正に向けた条例案には反対の意を表すものであります。

加えまして、前回祝品として配給されましたごみ袋に「市長寿祝（しちょうじゅいわい）」との表記がありました。これに対して、ある市民からこのようなことが言われております。「市長寿祝金（しちょうことぶきいわいきん）」と解釈したらしく、年寄り早くごみ袋に入って捨てるという意味かという皮肉を言われたことがあります。この改正に伴いまして、条例の名称も「にかほ市」と「長寿祝金」の間を空けるなど、勘違いされないように改正すること、また、祝い品の選択には十分配慮すること提案し、本条例に反対する意見を終わります。

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議案第10号の討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立多数です。したがって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号にかほ市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第11号の討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第12号の討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号にかほ市水道事業給水条例及びにかほ市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第13号の討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第14号の討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号市有財産の無償譲渡についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第15号の討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）についての討論を行います。討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議案第16号の討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第17号の討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第18号の討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和5年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第19号の討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第20号の討論を終わります。これから議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和5年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第21号の討論を終わります。これから議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和6年度にかほ市一般会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議案第22号に対する討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立多数です。したがって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号令和6年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第23号の討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和6年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第24号の討論を終わります。これから議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和6年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第25号の討論を終わります。これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和6年度にかほ市水道事業会計予算についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第26号の討論を終わります。これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号令和6年度にかほ市下水道事業会計予算についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第27号の討論を終わります。これから議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号あきたこまちRについての陳情書の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで陳情第1号の討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、本件は原案についてお諮りします。陳情第1号は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立少数です。したがって、陳情第1号は、不採択することに決定いたしました。

次に、陳情第3号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで陳情第3号の討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第3号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、陳情第3号は、採択することに決定しました。

次に、陳情第5号「あきたこまち」の「あきたこまちR」への全面切り替え計画に関する陳情書の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで陳情第5号の討論を終わります。

これから陳情第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、本件は原案についてお諮りします。陳情第5号は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立少数です。したがって、陳情第5号は、不採択することに決定しました。

次に、陳情第6号仁賀保高等学校の存続を求める意見書提出に関する陳情の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで陳情第6号の討論を終わります。

これから陳情第6号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第6号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、陳情第6号は、採択することに決定しました。

次に、陳情第7号「物価に見合う年金の引き上げを求める意見書」の採択を求める陳情書の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで陳情第7号の討論を終わります。

これから陳情第7号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第7号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、陳情第7号は、採択することに決定しました。

次に、陳情第13号健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情（継続審査）の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで陳情第13号の討論を終わります。

これから陳情第13号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、本件は原案についてお諮りします。陳情第13号は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立少数です。したがって、陳情第13号は、不採択することに決定しました。

日程第29、継続審査についてを議題とします。

教育民生委員長から、委員会において審査中の陳情第2号年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情について、会議規則第109条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、陳情第2号については、閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第30、議提第1号にかほ市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、議提第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。15番森鉄也議員。

【15番（森鉄也君）登壇】

●15番（森鉄也君） にかほ市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例制定について、提案説明をいたします。

議提第1号にかほ市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和6年3月19日提出。

にかほ市議会議長 様。

提出者、にかほ市議会議員 森鉄也。

賛成者、にかほ市議会議員 佐々木孝二、同じく齋藤光春、同じく齋藤進、同じく小川正文、同じく佐々木春男、同じく佐々木敏春でございます。

本条例の一部改正の提案は、令和4年12月の地方自治法の一部改正により、同法第92条の2に定める議員の兼業禁止の規定が見直されたことによるものであります。

これまで地方議員は、公正な職務の執行を行うことを確保するために、所属する普通地方公共団体に対し請負をするものであることは認められておりませんでした。令和6年4月1日以降、一会計年度内において総額で300万円以内の請負が認められることとなります。

具体的な条例改正の内容でございますが、議員と市の間で請負がなされた際には、地方自治法上、請負の報告と公表することについては義務化とはなっておりませんが、透明性を確保する観点から、本市議会では、にかほ市議会議員政治倫理条例にその規定を盛り込むとしたものであります。

なお参考に、条例改正の詳細につきましては、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

条例案の要旨、内容等につきましては、これまでに議会運営委員会、全員協議会の場などで報告、質問などを受けてきており、皆様のご理解をいただいているものと思っておりますので、よろしく願いいたします。

提案説明は以上であります。

●議長（宮崎信一君） これから議提第1号にかほ市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例制定についての質疑、討論、採決を行います。

本件は議会での全員協議の結果に基づく議員提出の議案ですので、申し合わせにより、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議提第1号の質疑、討論を終わります。

これから議提第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議提第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第31、議提第2号仁賀保高等学校の存続を求める意見書を議題とします。

初めに、議提第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。14番佐々木敏春議員。

【14番（佐々木敏春君）登壇】

●14番（佐々木敏春君） それでは、議提第2号仁賀保高等学校の存続を求める意見書についてであります。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和6年3月19日提出。

にかほ市議会議長 様。

提出者、にかほ市議会議員 佐々木敏春。

賛成者、にかほ市議会議員 森鉄也、同じく高橋利枝、同じく齋藤雄史、同じく佐々木正勝でございます。

仁賀保高校は、当時の仁賀保地区に普通科高等学校の開校を望む地元住民の熱烈な声を受け、昭和52年に創立された学校でございます。

令和5年4月に公表された秋田県高等学校の再編整備構想検討委員会による報告書では、生徒数の減少などを理由に、一つの案として「由利工業高校、西目高校、仁賀保高校を統合し、規模の大きな統合を開校することが考えられる」と提言されたところでありますが、同校は平成15年に情報メディア科を新設し、インターネット黎明期の時代から論理的思考力などを身につけたデジタル人材の育成を推進してきており、むしろこれからのデジタル時代の教育像を描く中においては、地域にとってなくてはならない必要な学校であります。

このような中、本市と同校とは、地域の将来を担う人材の育成と活力ある地域社会発展の具現化を推進すべく、平成31年1月に連携協定を締結し、令和6年度には、同校存続に向け両者が連携して取り組む魅力化プロジェクト推進事業がスタートいたします。市民からは、高校がなくなることへの不安の声や、仁賀保高校存続を求める多くの声が上がっており、このまま統合案が実施されることになれば、本市は県内13市中で唯一高校が立地しない地域となり、これまで築いてきた小中高をつなぐ教育活動の連携が途絶えることにもなり、地域の子どもたちや未来のまちづくりに多大な影響を与えることとなります。また、この後、本議会から同校の存続を求める決議案が提出されております。

以上のことから、秋田県知事及び秋田県教育長に対し、にかほ市内に仁賀保高校を継続して設置していただくよう強く求めるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

●議長（宮崎信一君） これから議提第2号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議提第2号についての質疑を終わります。

これから議提第2号仁賀保高等学校の存続を求める意見書についての討論、採決を行います。

初めに、議提第2号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議提第2号の討論を終わります。

これから議提第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決

定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議提第2号は、原案のとおり可決されました。日程第32、議提第3号物価に見合う年金の引き上げを求める意見書を議題とします。初めに、議提第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。12番佐藤直哉議員。

【12番（佐藤直哉君）登壇】

- 12番（佐藤直哉君） 議提第3号物価に見合う年金の引き上げを求める意見書。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。令和6年3月19日提出。にかほ市議会議長 様。提出者、にかほ市議会議員 佐藤直哉。賛成者、にかほ市議会議員 齋藤進、同じく小川正文、同じく佐々木春男でございます。意見書の提出先は、内閣総理大臣と厚生労働大臣でございます。以上でございます。

- 議長（宮崎信一君） これから議提第3号についての質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議提第3号についての質疑を終わります。これから議提第3号物価に見合う年金の引き上げを求める意見書についての討論、採決を行います。初めに、議提第3号の討論を行います。討論ありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議提第3号の討論を終わります。これから議提第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議提第3号は、原案のとおり可決されました。日程第33、議提第4号最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書を議題とします。初めに、議提第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。6番齋藤聡議員。

【6番（齋藤聡君）登壇】

- 6番（齋藤聡君） 議提第4号最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。令和6年3月15日提出。にかほ市議会議長 様。提出者、にかほ市議会議員 齋藤聡。賛成者、にかほ市議会議員 佐々木孝二、同じく齋藤光春、同じく佐々木平嗣、同じく伊藤竹文であります。

提出先は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣でございます。

以上です。

- 議長（宮崎信一君） これから議提第4号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議提第4号についての質疑を終わります。

これから議提第4号最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書についての討論、採決を行います。

初めに、議提第4号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議提第4号の討論を終わります。

これから議提第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議提第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第34、議提第5号仁賀保高等学校の存続を求める決議を議題とします。

初めに、議提第5号について、提出者から提案理由の説明を求めます。15番森鉄也議員。

【15番（森鉄也君）登壇】

- 15番（森鉄也君） 議提第5号仁賀保高等学校の存続を求める決議について、提案説明をいたします。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和6年3月19日提出。

にかほ市議会議長 様。

提出者、にかほ市議会議員 森鉄也。

賛成者、にかほ市議会議員 佐々木孝二、同じく齋藤光春、同じく齋藤進、同じく小川正文、同じく佐々木春男、同じく佐々木敏春でございます。

仁賀保高等学校の存続を求める決議（案）。

昨年4月20日、秋田県高等学校の再編整備構想検討委員会から、「急激に変化する社会に対応した活力ある学校をつくるための再編整備について」の報告書が公表された。

報告書の取りまとめを受けて、秋田県教育委員会は、令和6年度中に第8次秋田県高等学校統合総合整備計画（令和8年度から令和17年度）の素案を公表するとしている。

この報告書は、今後生徒数減少への対応が求められる中、各地域の学校規模や学科の適正化を図り教育の質的充実を維持する観点から、再編整備の検討を進めようとするもので、その必要性は理解するところである。

しかしながら、一つの案とはいえ、第7次の後期計画では「地域と連携した教育活動や県境地域にある地理的な状況から、特別な事情があることを考慮する必要がある」として、具体的な構想案が示されなかった仁賀保高等学校を他校との統合対象とする内容の報告書は唐突で、内容が明らか

にされて以降、市民からは陳情や「市民と議会が語る場」などを通して、学校存続を求める多くの声が市議会にも寄せられている状況である。

同校は、当時の仁賀保地区に普通科高等学校の開校を望む地元住民の熱烈な声により誕生した学校であること、その後も「情報メディア科」の新設など長年にわたって地域及び産学官との連携など特色ある学校づくりの取り組みを進め、地域が一緒になって生徒たちの学ぶ環境の磨き上げを行ってきた。

平成31年に締結した市と同校との連携協定は、約半世紀にわたって築かれたお互いの強い結びつきがあって実現したものである。さらに令和6年度には、同校存続の実現に向けて両者が連携して取り組む「魅力化プロジェクト推進事業」がスタートする。

同校が本地域の将来の担い手となる人材育成に果たす役割と、地域コミュニティの拠点としての存在意義は今後も変わらない。

このまま統合案が実施されることになれば、本市は、県内13市で唯一高校が立地しない地域となり、これまで築いてきた小中高をつなぐ教育活動の連携が途絶えてしまうなど、地域の子どもたちに与える影響は大きい。さらに、本市の未来のまちづくりにも多大な影響が及ぶことになる。

一方、高校がにかほ市内に存続することは、県外への進学を考える生徒を県内進学へと導く防波堤となり、この役割は今後も人口減少の克服が課題である秋田県の課題解決の一助となることが期待される。

よって、県教育委員会におかれては、1市1高校配置を基本として再編整備の検討を重ね、子どもたちの学びの成果が地域に還元されるよう、同校の存続を強く要請する。

以上、決議する。

令和6年3月19日。

にかほ市議会。

以上です。

●議長（宮崎信一君） これから議提第5号仁賀保高等学校の存続を求める決議についての質疑、討論、採決を行います。

本件は議会での全員の協議の結果に基づく議員提出の議案ですので、申し合わせにより、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議提第5号の質疑、討論を終わります。

これから議提第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議提第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第35、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思

ます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回にかほ市議会定例会を閉会します。

午後1時46分 閉 会
